

サービス管理責任者・児童発達管理責任者 よくあるご質問

1. 共通

問1 これから、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サビ管等」という。）になる場合、何をすればいいですか。

（答）

サビ管等として配置されるためには、①必要な実務経験があること、②必要な研修の修了者であること、の二つの要件を満たす必要があります。

これからサビ管等になる方は、まず、「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の二つの研修（以下「基礎研修」という。）を受講する必要があります。基礎研修は、実務経験要件を満たす2年前から受講することができます（必要な実務経験年数は保有資格等によって異なりますので、「実務経験要件」の一覧表等でご確認下さい）。

基礎研修修了後、サービス管理責任者等実践研修（以下「実践研修」という。）受講前5年間に2年以上の実務経験を満たした上で、実践研修を受講すれば、サビ管等として配置することができます。

2. 実践研修について

問2 基礎研修受講時点で実務経験を満たしていれば、基礎研修修了後、すぐに実践研修を受講できますか。

（答）

できません。基礎研修時に実務経験を満たしていても、基礎研修修了後2年以上の実務経験を満たした後でなければ、実践研修は受講できません。

問3 基礎研修修了者は、実践研修受講までの間、事業所においてどのような位置づけとなりますか。

（答）

基礎研修修了者は、事業所にサビ管が配置されている場合、サビ管の一部業務（アセスメントの実施及び個別支援計画原案の作成）を行うことができます。

サビ管等として配置ができるということではないので、個別支援計画等にサビ管等として名前を記載することはできませんが、生活支援員等、現場の職員として配置しながら、サビ管等の指導の下、一部業務を担うことで、経験を積むことが想定されています。このような形で、基礎研修修了者がサビ管等の一部業務を行う場合、県への届出は不要です。

また、基準上、サビ管等を2人以上配置する必要がある事業所において、基礎研修修了者を配置することで、必要数の配置としてみなすことができます。このような場合は、配置状況を確認する必要があることから、県へ届出を行って下さい。

問4 基礎研修修了後、実践研修受講に必要な2年以上の実務経験とは、障害福祉サービス事業所等における、個別支援計画の原案作成に係る業務に限られますか。

(答)

基礎研修修了者は、今後サビ管等の業務を担うことが予定されることから、実践研修受講に当たって必要な実務経験は、主として個別支援計画の原案作成等に係る業務を担うことが想定されていますが、厚生労働省が定める告示上は「相談支援の業務又は直接支援の業務」とされており、必ずしも障害福祉サービス事業所等における個別支援計画の原案作成等の業務のみに限られるものではありません（サビ管等に必要な実務経験要件に該当する施設等であれば、障害福祉サービス事業所等以外での実務経験も認められます）。

3. 更新研修について

問5 更新研修を受講するための条件はなんですか。

(答)

サビ管、児発管、管理者、相談支援専門員の業務を現に行っている（または過去5年間のうち通算2年以上行っていた）ことが受講条件です。実践研修の修了後5年ごとに更新研修を修了する必要があります。

4. 経過措置について

問6 平成30年度までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）及び改正前の告示に定めるサービス管理責任者等養成研修を修了している場合、サービス管理責任者等として配置できますか。

(答)

実務経験要件を満たしている場合には、経過措置により、令和5年度までは、サビ管等として配置することができます。ただし、その場合であっても令和5年度までに更新研修を受講する必要があります。その後は、5年ごとに更新研修を受講する必要があります。

問7 令和元～3年度に基礎研修を修了し、実務経験要件も満たしている場合、実践研修を修了していなくても、サビ管等として配置できますか。

(答)

令和3年度末までに基礎研修を修了した方が実務経験要件を満たす場合、経過措置により、実践研修を修了していなくても、基礎研修修了日から3年間はサビ管等として配置することが可能です。

この場合、基礎研修修了日から3年間の間に、2年以上の実務経験を満たした上で、実践研修を受講する必要があります。なお、当該経過措置の対象者が実践研修を終了した際、県への届出は不要です。

なお、令和4年度以降に基礎研修を修了した方については、当該経過措置は適用されませ

ん。

問8 平成30年度までに改正前の告示に定めるサービス管理責任者等養成研修は修了しているが、相談支援従事者初任者研修（講義部分）はそれ以降に修了している場合、経過措置は適用されますか。

（答）

二つの研修を修了した時点が基準となりますので、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を令和元～3年度に修了した場合は、経過措置により、実践研修を修了していなくても、修了日から3年間はサビ管等として配置することが可能です。

相談支援従事者初任者研修（講義部分）を令和4年度以降に修了した場合は、経過措置は適用されず、通常通り、2年以上の実務経験を満たした上で、実践研修を受講する必要があります。

問9 期限内に研修を修了できなかった場合、どうなりますか。

（答）

（期限内に研修を修了できなかった場合の例）

- ・実践研修は修了したが、その後、更新期限までに更新研修を修了できなかった。
- ・平成30年度までのサビ管等研修修了者だが、令和5年度末までの経過措置期間内に更新研修を修了できなかった。
- ・令和元～3年度に基礎研修を修了後、サビ管等として従事していたが、3年以内に実践研修を修了できなかった。

このような場合、期限に達した時点からサビ管等として配置することはできなくなります。再びサビ管等として配置するには、あらためて実践研修を受講し直す必要があります。

5. 実務経験要件について

問10 実務経験年数の数え方を教えてください。常勤や正社員でないといけないといった条件がありますか。

（答）

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることとされています。例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいいます。1日の時間数は決まっておらず、常勤や正社員に限られるものではなく、前述の条件を満たせば、非常勤やパート社員でも問題ありません。

問 11 自身の実務経験がサビ管等の要件に該当しているか、どうすれば分かりますか。

(答)

「実務経験要件」の一覧表に該当する施設等で、業務内容が、相談支援業務又は直接支援業務に該当する場合に、実務経験として認められます。

該当する施設は、障害者総合支援法等、何らかの法に基づく施設であることが前提であるため、ご自身の実務経験がどのような位置づけの施設であるかを、実務経験証明書の発行元にご確認ください。

問 12 老人福祉施設等の実務経験しかありませんが、サビ管等の実務経験要件を満たしますか。

(答)

サビ管の場合は問題ありませんが、児発管の場合は、老人福祉施設等の実務経験を必要な実務経験年数として合算することはできますが、老人福祉施設等の実務経験を除いた実務経験が3年以上必要であるため、老人福祉施設等のみの実務経験では要件を満たしません。

※老人福祉施設等

- ・老人福祉施設
老人デイサービスセンター（介護保険法にいう「通所介護」等）
老人短期入所施設（介護保険法にいう「短期入所生活介護」）
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
軽費老人ホーム
老人福祉センター
老人介護支援センター
- ・救護施設
- ・更生施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・地域包括支援センター
- ・療養病床関係病室
- ・老人居宅介護等事業（介護保険法にいう「訪問介護」等）
- ・特例子会社
- ・助成金受給事業所

※有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅は老人福祉施設等に含まれないため、実務経験に含めることはできません。